

# 「長野県議会基本条例（仮称）」骨子案

## 前 文

（本条例の趣旨・理念等を示す前文を設ける）

## 第 1 章 総 則

### 目 的

- この条例は、二元代表制の下、議会及び議員の活動における最も基本的な規範として、議会の基本理念及び基本方針や議員の責務及び活動原則を明らかにするとともに、議会と知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）及び県民との関係に関する基本的な事項について定めることにより、議会が県民の負託に的確にこたえ、もって県民福祉の向上及び県勢の伸展に寄与することを目的とする。

### 基本理念

- 議会は、県民を代表する県政における最高議決機関として県民意思を県政に反映させるため、その権能を最大限に活用して地方分権の時代にふさわしい役割を担い、真の地方自治の実現を目指すものとする。

### 基本方針

- 議会は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。
  - ・ 知事等の事務執行について監視する機能を強化すること。
  - ・ 政策立案や政策提言能力の向上を図ること。
  - ・ 議員間の討議により合意形成を図るような運営に努めること。
  - ・ 県民の多様な意見を把握するため、県民との対話に努めること。

## 第 2 章 議員の責務及び活動原則

### 議員の責務及び活動原則

- 議員は、県民の代表として県民及び県全体の利益を考え、県民の負託にこたえる責務を有する。
- 議員は、県政の課題及び県政に関する県民意思の把握に努めるものとする。
- 議員は、その資質の向上に向けて、自己研さんに努めるものとする。
- 議員は、その活動について、県民への説明に努めるものとする。

### 第3章 議会の監視機能の強化

#### 監視及び評価

- 議会は、知事等の事務執行が、適正かつ公平性及び効率性をもって行われているかを監視する責務を有する。
- 議会は、議場における審議、決算の認定等を通じて、県民に対し、知事等の事務執行についての評価を明らかにする責務を有する。

#### 県政に関する調査等の権限の確立

- 議会は、議案又は県の事務に関して必要な調査を実施するに当たっては、現行の制度を最大限に活用するよう努めるものとする。
- 知事等は、委員会から審査又は調査のため、必要な報告又は資料の提出を求められたときは、その求めに応じるよう努めるものとする。
- 知事は、決算認定議案審査報告について、計画、政策、事業の提案に反映させるよう努めるとともに、その対応状況を議会に報告するよう努めるものとする。

#### 議会への説明等

- 知事は、議会に計画、政策、事業を提案するときは、政策等の発生源や他の地方公共団体の類似する政策との比較検討、基本計画等における根拠又は位置付け、関係ある法令及び条例、財源措置等について、説明するよう努めなければならない。
- 議会は、知事からの政策等の提案を審議するに当たっては、それらの論点を明らかにするとともに、最高議決機関としての責任を自覚し、審議に努めるものとする。

#### 知事等との関係

- 議会は、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、常に緊張関係を保持しながら、知事等に対する監視、評価等の役割を果たしていくものとする。
- 知事等は、決議等による議会意思や委員会における付帯決議を尊重するよう努めるものとする。
- 知事は、議会活動の充実のために必要な予算の確保について配慮するよう努めるものとする。

## 第4章 議会の政策立案及び政策提言能力の向上

### 政策立案及び政策提言

- 議会は、政策条例の制定、決議等を通じて、政策立案及び政策提言を積極的に行うものとする。
- 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の充実強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

### 研修及び調査研究

- 議員は、政策立案及び政策提言能力の向上のため、研修及び調査研究に積極的に努めるものとする。
- 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実強化に努めるものとする。

## 第5章 議会運営の原則

### 議会運営の原則

- 議会は、県民に開かれた運営を行うとともに、合議制機関として、円滑で効率的な運営に努めなければならない。
- 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会は、それぞれの設置目的にあわせて、十分な機能が発揮されるよう、議員間相互の討議の活用など、弾力的な運用に努めるものとする。

## 第6章 県民との対話

### 県民と議会の関係

- 議会は、県民の意向を議会活動に反映することができるよう、県民の議会活動に参画する機会の確保に努めるとともに、市町村議会との交流及び連携を推進するものとする。
- 議会は、開かれた議会運営に資するため、委員会及び地方自治法第100条第12項の規定に基づく議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を原則として公開する。
- 議会は、委員会における公聴会の開催、参考人の招致等県民意思を反映する制度の積極的な活用を努めるものとする。
- 議会は、県民から提出された請願及び陳情を、県民の政策提案ととらえ、誠実に処理しなければならない。

### 県民への説明義務

- 議会は、その諸活動を県民に対し説明する義務を負うものとする。

### 広報広聴機能の充実

- 議会は、県民に開かれた議会を実現するため、多様な手段を活用することにより、その活動に関して積極的な広報広聴に努めるものとする。

## 第7章 議会改革

### 議会改革の推進

- 議会は、地方分権の時代にふさわしい役割を担う議会であり続けるために、絶えず議会改革を推進するものとする。

### 議会改革推進会議

- 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、地方自治法第100条第12項の規定に基づく議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、会議規則で定めるところにより、議員で構成する議会改革推進会議を設けることができる。

## 第8章 議員の政治倫理

### 政治倫理

- 議員は、県民の厳粛な信託により、県民の代表として、県政に携わる権能と責務を有することを深く認識し、公正、誠実、清廉を基本とし、厳しい倫理意識に徹して、その使命の達成に努めなければならない。
- 議員の政治倫理に関しては、別に定めるところによる。

## 第9章 会派及び政務調査費

### 会派

- 会派は、政務調査等の活動を積極的に行うとともに、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

### 政務調査費

- 会派は、議員の調査研究に資するために交付を受けた政務調査費に

ついて、すべての支出の証拠書類を公開すること等によりその使途の透明性を確保するものとする。

- 政務調査費に関しては、別に条例の定めるところによる。

## 第10章 見直し手続

### 見直し手続

- 議会は、県民の意見、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行う。

## 附 則

### 条例の施行

- この条例の施行日について定める。